

野木町入札制度検討委員会議事概要（第2回）

【日 時】

平成20年12月14日（日）午前10時00分から午後0時10分

【場 所】

野木町役場本館2階大会議室

【出席者】

委 員 本田委員長、小池副委員長、岩瀬委員、井上委員、金原委員、三木委員、
山中委員

栃木県 大野県土整備部監理課係長

事務局 真瀬町長、野沢副町長、針谷総務課長、館野契約管財係長、長島、神原

【傍聴者】

2名

【会議内容】

- 1 委員長あいさつ
- 2 自己紹介（県職）
- 4 議題

入札制度の検討について

委員長：今後の会議の流れについて事務局の説明を求める。

事務局：議事進行についてのおおまかな流れ・方向性を説明。続いて検討に必要と思われる資料に基づいて入札制度の変遷・各種入札方式、野木町の建設工事規模別件数分類表の解説を行い、議会議決案件5000万円以上の工事が野木小学校関連工事の完了した後はほぼ0%、建設業法で主任技術者を現場専任とする2500万円以上が4～10%、全国知事会議の談合根絶宣言で一般競争入札導入目標の1000万円以上とされた工事件数が全体の約40%を占めていることを説明。

委 員：平成18年度に起きた野木町の事件について新聞記事に書かれていることを考えると、制度改革の検討をすることも重要だが、それ以外の面で不祥事が起こらないようにすれば済むのではないか。

副委員長：配布資料中、総合評価方式とあるが具体的な運用について説明してほしい。

事務局：野木町においては、平成19年度から試行導入しており、一般的には一般競争入札方式で行いますが、その方式について未導入のため指名競争入札方式

で試行しました。平成19年度・平成20年度にそれぞれ1件ずつ試行しており、入札結果は、平成19年度は、最低価格入札者が落札。平成20年度は、価格以外の評価点が最も高い業者が落札しており価格面を逆転する形となりました。

委員：今回の事件は、職員のモラル欠如が原因であり、制度をいくら良くしても運用する職員のモラルが保たれていなければ意味がない。職場環境をどう変えていくかが重要だと思う。

委員：職員のモラルのみで済む話ではない。不正は、そこに利益があるから発生するのであってそういった視点で物事を捉えることが重要である。確かに事件後の改革で情報公表を重視する形であり、モラルによる事件等にならなくて済むが、そこには必ずデメリットも発生していると思う。最終的には、安くてよい製品が出来ればよいのだが、例えば指名停止措置の強化で二次的な防止策とするのはいいが、その前段階としてのアプローチにより一次的な防止策を設けることができないだろうか。

委員：事件が風化していく中で、そのことを忘れず緊張状態を保ちながら日常的に監視されるシステムが必要ではないか。それを実施するには、人員増も含め体制の整備も必要と考えられる。

委員：電子入札システムが談合防止策として有効であると聞いているが栃木県内の状況はどうか。

事務局：第1回目の入札制度の現状説明でもふれましたが市レベルの大規模自治体での導入に限られている現状があります。理由については、コストが高い問題があり、個別での導入はもちろん、外部にサーバを借り上げる安価なASP方式でさえも初期投資が100万円以上、ランニングコストとして入札1件当たり1万円の費用がかかり、費用対効果の面で導入が進んでおりません。以前、栃木県内で共同導入の話も持ち上がったことがありますが、やはり高コストであることから頓挫した経緯もあります。

委員：それでは、何故電子入札が注目されているのか。

事務局：入札事務が電子上で行われるので、業者同士が顔を合わせる機会がなく、談合しにくくする形のためです。

委員：現在の状況は、ペーパーレスの時代となっており、そういった観点からも電子化する意味があるのではないか。また、確かに短期的にみるとコスト高は問題だが、長期的な視点で見るとコストを上回る効果が期待できるかもしれないので、導入検討を排除すべきではないだろう。

事務局：電子入札システムに拘らず業者が顔を合わせない土壌を作ることが効果的なので自治体の中には、設計書等の業者向け配布資料をホームページから入手させる方法や入札会場で業者が一堂に会して入札する方式でなく、郵便で送

付する方式にしているところもあります。

委員：電子入札システム以外にも対策を考えられるものもあり、システム導入の検討と併せて今後議論していったらよいのではないか。

委員：資料中、工事発注規模別の件数によるデータを示しているが、総発注額に対する割合を示したデータがあるとなお良い。そうすれば、どこのラインが町内業者向けとすべきかなどの検討資料となる。また、その内、町内業者受注、町外業者受注の割合も示した方が良い。

事務局：先にお話ししたとおり野木町においては、中小企業者の受注機会の確保、地域経済発展・維持の観点から地元優先主義をとっており、議会の議決を要するような大規模な工事以外は、町内業者がほとんどの受注割合を占めています。

委員：契約担当者の人事については、どうなっているか。例えば東京都では、契約担当者の業者等との癒着を防止する観点から3年で異動させている。私も契約に従事していた時の経験上、胸にバッジを付けた人から圧力を受けたことがある。当然、違法なのでそんなことには応じないが、野木町でも議員からの圧力がないとはいえないのではないか。また、指名委員会のメンバーはどうなっているか。

事務局：契約管財系の構成については、係長を含めて3名となっており、うち実際に契約等に従事している者は1名です。現在の職員は、3年目ですが、前担当者は、7年といった長い期間従事していました。指名委員会のメンバーは、副町長を会長として、その下に総務課長、企画財政課長、生活環境課長、上下水道課長、都市整備課長、産業課長の7名で構成されています。

委員：長い期間従事していると緊張状態が解けて、なれあいなどいろいろ問題が出てくると思う。組織的に構造を変えていく必要があるのではないか。また、担当職員が仕様書などを見る能力がないといったことで、現場でのチェックが不十分であるといい品質のものができない状況が考えられる。例えば、町内には行政経験のOBや会社を退職した技術的に見識のある人がたくさんいると思うので、そういった人を発掘し、活用して新たな組織を作ってみたら良いのではないだろうか。

委員：例えるなら駅の改札がある。以前なら改札駅員が見ていない瞬間に入れば通過できたが、自動改札を導入し、システムを変更することで完全に通過できないような状態となった。入札制度もこのように考え、不正を行うメリットがないシステムに構成していくべきだ。

委員長：現在野木町は、一般競争入札を導入してないが何故できないのか。

事務局：先ほどお話ししましたとおり、これまで野木町は地元業者優先主義があり、一般競争入札を導入すれば当然ながら過当競争が発生して地域経済の育成・

維持ができなくなる危惧があり導入されてきませんでした。しかし、現在の情勢を見ると一般競争入札を導入すべきと考えており、どれくらいの範囲でこういった形で導入すべきなのか委員の皆様に議論していただければと考えております。

委員：最低制限価格を野木町で事前公表しているが、公表すればその価格でくじ引きになるのは自明の理で競争性が図れないのではないかと。また、一般的な取引で最低制限価格などないのだから時代の流れで最低制限価格を廃止してもよいのではないかと。

事務局：最低制限価格を設ける意味は、低価格で赤字工事を受注すれば当然、品質や下請けにしわ寄せがいくなど安かろう悪かろうの不適正な工事となる可能性が非常に高いためです。そこで赤字にならない程度のラインで最低制限価格を設け、事前に不良工事を排除するシステムをとっているのです。この最低制限価格公表は、予定価格の事前公表と併せて競売入札妨害事件後、平成19年度から情報を業者が探ろうとする動きを抑止するため事前公表しているものです。

委員：低価格の工事は、例えば道路に穴が開いていてふさいでも、またすぐに開いてしまう。それなら、根本的に全て下から工事してしまえば無駄にならない。低価格の工事は、その回数が多くなり、かえってコストが高くなる可能性があるのではないかと。

委員：工事を発注して、穴をふさぐふさがないの問題ではなく、その現状を分析し、最適な工法を選択して、実施できる技術者が職員にいないことが問題なのではなからうか。そうでなければ粗雑工事はなくなる。どのようにやっているのか。

事務局：入札担当課で工事を見ているのではなく、工事を発注した事業担当課が現場に赴いて業者を指導するなり対応しています。

委員：先ほど低入札価格調査制度の話が出たが、実際の運用についてはどのようになっているか。

事務局：不良工事になる可能性がある金額ラインを設け、それ以下で最低価格入札した場合は、当該業者に資料を提出してもらい、工事実施が可能かどうか聞き取り・審査など期間をかけて調査した上で落札決定する形となります。しかし、運用にあたっては、実施の不可を判断することが非常に難しく、合格とした場合でも保証金の額を通常より上げたり、他の入札に参加させないなど他の対策を立て担保した上で実施しなければ不安を払拭できず、非常に活用しにくいシステムとなっています。そうは言っても先に説明いたしました総合評価方式を運用するにあたっては、この制度の導入が必要となる形もございます。運用実態の参考としては、栃木県において土木工事1億円以上の一

般競争入札や総合評価落札方式で低入札価格調査制度を導入しています。

委員：くじ引き落札が発生している直接的原因は、最低制限価格の事前公表にある。

しかし、業者としても自分の出した入札価格がどれだけの位置づけであったのか知りたいだろうし、どれくらい安くできた可能性があるといった情報を公表すべきであるので事後公表とすればよいのではないか。

委員長：ここまでいろいろな意見が出ており、その中には見るべき改革意見もあったので、次回以降それについても新たに検討項目に追加し、提言書に盛り込むべく、今後議事を進めてまいりたい。

5 その他

- ・ 第四回会議日程について

平成21年2月8日午後3時から開会とします。